

成年後見制度と社会福祉

—その接点から新たな可能性を探る

岩間 伸之

はじめに

- 1 社会福祉施策と成年後見制度の接点をもたらしたもの
 - 2 ソーシャルワーク実践と成年後見制度の接点をもたらしたもの
 - 3 地域福祉の推進と成年後見制度の接点をもたらしたもの
- おわりに—成年後見制度をもたらす社会福祉への内発的刺激

はじめに

2000年4月に民法の改正によって新しい成年後見制度がスタートした。これは、弱者保護という観点に基づく従前の制度から自己決定を最大限に尊重した制度へと衣替えをしたものである。それからの10年間、成年後見制度は社会的にその存在意義を高めつつ、実効性のある制度として運用していけるように関係者が腐心してきた。その背景として、高齢者や障害者等への深刻な虐待や悪質商法による消費者被害への対応といった権利擁護の面からの動向が追い風となったことが指摘できる。その一方で、制度的な不備、手続きの複雑さ、行政や専門職の理解の低さ、市民への周知不足といった課題が明らかになってきたことも事実である⁽¹⁾。

しかしながら、「これまでの10年」には「これからの10年」を見極める動きが芽生えていることを看過してはならない⁽²⁾。多くの課題を抱えながらも、この10年間の蓄積は新たな展開を予見させることになっている。

本稿では、成年後見制度をめぐる10年間の総括の一環として、社会福祉領域に成年後見制度をもたらしたインパクトに焦点を当てることにしたい。ここでは、必ずしも当初想定されていなかった新しい展開が含まれることになる。以下、成年後見制度と社会福祉との接点から新たな可能性を探ることによって、「これからの10年」を展望する。

(1) 成年後見制度10年に際し、その課題を取り扱った新聞記事が多く見られるが、たとえば日本経済新聞（2010年9月27日付夕刊）では、「成年後見10年普及足踏み」という見出しで、手続きの複雑さやなり手の不足等が指摘されている。

(2) 雑誌においてもさまざまな特集が組まれているが、たとえば、『月刊福祉』（全国社会福祉協議会）の2010年10月号では、「成年後見のこれから」と題した特集が組まれている。本号では、課題を浮き彫りにしつつ、これからあるべき成年後見制度のあり方について多面的に論じられている。

成年後見制度は社会福祉及びソーシャルワークにどのようなインパクトを与えることになったのか。それを論じるための切り口として、3つの接点を設定した。以下、社会福祉施策、ソーシャルワーク実践、地域福祉の推進との接点から論考を深めることにする。

1 社会福祉施策と成年後見制度の接点をもたらしたもの

成年後見制度は社会福祉施策との接点において新たなインパクトをもたらすことになった。社会福祉施策の中に成年後見制度を組み込むことによって、セーフティネット及び権利擁護のあり方、さらには社会福祉施策の視点にも新たな見地と可能性を見いだすことができる。以下、3点から考察を深めることにする。

1) セーフティネットとしての行政責任の明確化

セーフティネットとしての行政責任の明確化は、成年後見制度がもたらしたインパクトの一つである。成年後見制度における財産管理及び身上監護の過程は、権利擁護の取り組みとして活用されるという側面がある。施策として権利擁護に関与するということは、行政としての責任を果たすという意味合いをもつ。それは、日本国憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することであり、セーフティネットとしての施策が求められることである。また、最近よく用いられる「自助－共助－公助」という整理でいえば、「公助」の部分に深く関与することであり、自助と共助を下支えする意味でも行政が政策立案する立場から権利擁護に関与することの役割と責任は重い。

その代表的なものとして、成年後見制度は高齢者や障害者等への虐待対応のための方策として今や不可欠となっている。高齢者虐待防止法に基づく虐待対応では行政責任が明記され、その過程においては行政が主導する形で成年後見制度を当該事例の状況に合わせて適切に運用することが求められる。また、市町村長が申立人になれることから、成年後見人等を選任する必要がある事例において、申立人が不在であったり、適切な申立人がいない場合には、行政の責任でもって申立てることとされている。

このような側面から、成年後見制度を社会福祉施策に組み込んで運用するということは、単なるその運用のみならず、成年後見制度が関与する部面、つまりはセーフティネットに深く関与する点において、責任の所在が行政にあることを明確にすることになったといえる。

2) 契約の主体として当事者（本人）を位置づけること

福祉サービスにおける契約の部分に成年後見制度が深く関与することによって、サービスを受ける当事者が契約の主体であることを前面に押し出すことになった。このことは、成年後見制度が社会福祉及びソーシャルワークにもたらした大きな貢献であった。それも当初から予期されていたことでは必ずしもなかった。

社会福祉施策においては、福祉サービスの供給のあり方が大きなウエイトを占める。今般の成年後見制度の改正は、時を同じくして、介護保険制度が開始されたことからわかるように、いわゆ

る社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの提供のあり方が大きく転換されたことと深く関係している。つまり、福祉サービスの提供に際し、当事者とサービス提供者が直接に契約を結ぶことが求められるようになったことから、判断能力が不十分であるために契約行為が難しい人をめぐる課題が浮き彫りになった。成年後見制度に基づく法定代理人の存在は、福祉サービスの新しい展開において不可欠であったといえる。

契約制度の導入によって、契約能力が十分でなかったり、選択できない環境にある人たちをどのように支援するかという非常に大きなテーマと向き合うことになった。そのことは同時に、契約の主体はあくまで本人であることを関係者に改めて認識させることにもなった。つまり、これまでは、契約能力が十分でないということから周囲が保護的にかかわることになった結果、たとえば「親だから」とか「本人のため」ということを表向きの理由として、特に疑問に感じることなく家族等が契約書にサインすることが少なくなかった。しかしながら、法定代理人としての後見人等の存在は、契約の主体はあくまで本人であることを明示し、本人を前面に押し出すことになったのである。これは当たり前のことでありながら、措置に基づく社会福祉施策においては十分に意識化されていなかったことに成年後見制度が光を当てることになった。このことは、後述するソーシャルワーク実践との接点とも深く関係する。

3) 地域における「権利擁護システム」の構築

社会福祉施策の中に成年後見制度を組み込むということは、地域における「権利擁護システム」を構築することの必要性をもたらした。成年後見制度の健全な推進のためには、家庭裁判所や行政機関の関与だけでなく、成年後見制度を取り巻く環境の整備や制度を支える担い手たちの拡充が不可欠である。また、成年後見制度ですべての権利擁護がカバーできるわけでもない。

権利擁護の担い手は、すべての地域住民である。行政担当者や専門職ばかりでなく、多くの市民や地域住民の参画を得ながら権利擁護を推進していくことが求められる。子どもや高齢者等への虐待の早期発見や見守りには地域の住民たちや住民組織の参画が不可欠である。また、成年後見制度における第三者後見人として市民の参画が注目されるようになってきていることも最近の動きを象徴するものである。後述する市民後見人の最大の意義は、市民という立場で権利擁護の取り組みに法的に根拠をもちながら参画できる道を切り拓いたところにある。

したがって、地域における権利擁護システムという総合施策としての全体像を俯瞰し、そのうえで成年後見制度のあり方を地域で模索する必要がある。行政、専門職、NPO、住民等のそれぞれが参画できる権利擁護システムのあり方を模索し、市町村レベルでの総合的な権利擁護施策として描くことが求められる。その意味では、行政計画である地域福祉計画を有効に機能させることも成年後見制度を含めた権利擁護に向けた重要な手段となるだろう。

2 ソーシャルワーク実践と成年後見制度の接点をもたらしたもの

ソーシャルワーク実践において成年後見制度を社会資源として活用することによって、ソーシャルワーク実践そのものにどのようなインパクトがもたらされることになったのか。財産管理と身上

監護の後見事務には、必然的に権利擁護（アドボカシー）の推進という性質を帯びることになる。これによって成年後見制度を社会資源として活用することで、ソーシャルワークがもつ本来の機能に刺激を与え、さらにそれを強化することになる。以下、3点から考察を深める。

1) ソーシャルワークにおける「権利擁護」の意味の明確化

成年後見制度の活用によって、ソーシャルワークにおける「権利擁護」の意味を明確化することになった。つまり、ソーシャルワークの文脈において成年後見制度を用いるということは、何をもたらすことになるのかを明確にすることになった。

ソーシャルワークにおいて「権利」を擁護するということはどういうことか。権利擁護とは何を擁護することなのか。この問いは、権利擁護のみならず、ソーシャルワークの本質にも深く関わることになる。筆者は、これまで「積極的権利擁護」という概念を用いて説明してきた⁽³⁾。

「権利擁護」とは、援助の本質につながる深く重い概念である。各種の虐待や経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るという権利侵害からの保護、また人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする生活上の基本的ニーズの充足は、いうまでもなく権利擁護活動の中核をなすものではある。これらを「狭義の権利擁護」とするならば、さらにそこから、「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えるという「積極的権利擁護」にまで拡大してとらえることが求められる。

「本人らしい生活」の保障とは、自分の「存在」に意味と価値があることを社会関係のなかで認められ、さらに本人が自分にとってのあるべき生活を主体的に創造していくことである。「本人らしい変化」の保障とは、心身と環境の変化にともなって、社会資源の活用を含めて周囲との支え合いの社会関係を結びながら新しい生活を創造していくことである。こうした内容は、自己実現や自己決定の尊重とも深く関係し、また援助における代弁機能のあり方を問うことにもなる。

権利擁護とは、生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない。

成年後見制度を援助の手段として活用すること、つまり成年後見制度を社会資源として活用すること、あるいはソーシャルワーカーが成年後見人等との連携・協働することによって⁽⁴⁾、ソーシャルワークの「価値」と深くつながる「積極的権利擁護」の推進に寄与することになる。

(3) 「積極的権利擁護」については、次の文献を参照されたい。

岩間伸之「高齢者の尊厳と権利擁護—『積極的権利擁護』の推進に向けて—」『実践成年後見』第20号、民事法研究会、2007年、pp. 4-11.

岩間伸之「〈巻頭言〉積極的権利擁護」『ソーシャルワーク研究』第33巻第3号、2007年、p. 1.

伊賀市社会福祉協議会『「地域で保証機能を担うしくみづくり」に向けて—「地域福祉あんしん保証推進プロジェクト」・「地域福祉あんしん保証事業」の基本構想—（「地域福祉あんしん保証システム」構築事業報告書）』2010年、p. 3.

(4) ソーシャルワーカーと成年後見人等の連携・協働の観点からの考察は、次の文献に詳しい。

鶴浦直子「ソーシャルワーク実践における成年後見制度の活用の可能性—ソーシャルワークの機能強化に向けた活用のあり方に焦点を当てて—」『ソーシャルワーク研究』Vol.35, No. 2, 相川書房、2009年、pp. 57-63.

2) 本人の主体化とエンパワメントへの焦点化

前述したように、契約の主体として当事者（本人）を位置づけることが社会福祉施策と成年後見制度の接点においてもたらされた大きなインパクトである。一方、ソーシャルワーク実践においては、本人を保護したり庇護することではなく、本人が自分の置かれた環境を自らが変えていく主体者として本人を位置づけることを意味することになる。つまり、成年後見制度を活用したソーシャルワーク実践における権利擁護には当事者のエンパワメント（empowerment）を含んでいるということである。これは、「積極的権利擁護」の推進にあたってはきわめて重要な視座となる。成年後見制度は、本人の主体化とエンパワメントへの焦点化をもたらしたのである。

「積極的権利擁護」は、「本人の主体化」という大きなテーマを含んでいる。つまり、当事者である本人は第三者から守られる存在ではなく、自らの置かれた状況や社会関係を自らが変えていく主体的存在であり、自分に合った新しいシステムを自ら創り出す存在として認識されなければならない。権利擁護の取り組みの主人公はクライアント本人であり、ソーシャルワーカーはそのプロセスに専門職として全力を傾注することが求められる。

かわりの最初の時点でクライアントが依存的であったり、権利が侵害された状態に気づいていなかったり、自分に関わる問題を直視できていないことも多い。たとえそうであっても、そこから本人自身の気づきを支えるところから取り組みを始めることが求められる。

この「本人の主体化」を視野に入れたソーシャルワークにおける権利擁護は、エンパワメントを指向するものである。つまり、当事者である本人は、一方的に擁護されたり庇護される存在ではなく、本質的には自らが主体となって自分の不利や不満を訴えたり、自分の置かれている環境を自ら変えていく存在として位置づけられなければならない。たとえば、介護サービスの利用においても、本人が自分のニーズや苦情を自ら訴えることのできるように促す支援も権利擁護において重要な意味をもつことになるということである。成年後見制度を活用することによって、本人が否応なしに前面に押し出されることになり、このソーシャルワークの視点がよりクリアになる。

そのためには、本人の自尊心や存在価値へのアプローチ、自己決定への支援、周囲の環境への交渉過程への支援といった、本人の主体化に向けての働きかけが求められることになる。こうした働きかけは、価値にもとづいたソーシャルワークの本質的な実践といえる。

「積極的権利擁護」としての「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支える際、「本人の主体化」に向けた実践は、自己決定を支える実践として具現化されることになる。この自己決定のプロセスにソーシャルワーカーがいかに関与するかは、その内容に大きな影響を与えることになる。

自己決定のプロセスを支えるための視点をいくつか指摘しておく⁽⁵⁾。まず、本人が決めるための環境を整えることがあげられる。本人が決めるプロセスを支えるためには、安心と安全が確保され、また心身ともに落ち着いた状態が提供されることが前提条件となる。虐待事例などでは、身体面、精神面、環境面において被虐待者が自己決定の過程に入れる状況にまでもっていきのに十分な時間

(5) この内容の詳細は、次の文献を参照されたい。

岩間伸之「本人が決めるプロセスを支える（第11講）」『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社、2008年、pp. 99-108.

をかける必要がある。また、援助関係を活用して自己決定をうながすことも重要な視点である。自己決定への援助とは、結果ではなく、そこに行き着くためのプロセスにかかわることである。そのプロセスに働きかけるうえで、援助関係は必要不可欠な要素となる。対人援助において本人の自己決定をうながすということは、ワーカーとの援助関係を基盤としたやりとりのなかで決めていくことである。加えて、ワーカーだけでなく、周囲の相互作用関係のなかで自己決定をうながすことも求められる。本人は、家族や親族、近隣住民等の周囲の人とのやりとりによって自分の考えや意向を形成していくことになる。

自己決定のプロセスを支えるということは、本人の「揺れ」や「痛み」に付き合うことである。自己決定にあたっては、思い通りにいくことばかりではない。現実と折り合いをつけるなかで、迷ったり、あきらめざるを得ない場合もあるだろう。その際に、「揺れ」や「痛み」に付き合うこともプロセスを支えるソーシャルワーカーの仕事となる。

3) 代弁することの本質的な意味の明確化

成年後見人等は、法定代理人としての職務を担うことになる。そこでの行為には、紛れもなく本人を代弁する機能が含まれることになる。これをソーシャルワークの文脈のなかで成年後見制度を運用することによって、この「代弁」のあり方の本質的な意味を明確化することになった。

判断能力が不十分な人に成年後見人が選任されたとしても、その成年後見人が本人の意思や意向を尊重せずに、サービスを契約したりお金を使い始めると、“合法的な”権利侵害につながる可能性がある。このことは、成年後見制度の活用の際に、権利擁護のつもりが一つ間違えば権利侵害に加担してしまう危険性を示唆するものである。

その一方で、本人の判断や意思に基づいた支援が大切であると言ってみても、「本当の意思」を確認することが容易でないことも事実である。したがって、ソーシャルワークにおける「代弁」とは、判断能力が不十分な人であっても、できる限り本人の意思を把握し、それを必要に応じて代弁していく権利擁護のプロセスでなければならない。前述したように、権利擁護において大切な視点は、深刻な権利侵害への対応だけでなく、「本人らしい生活」の保障と「本人らしい変化」に向けた支援も含めてとらえておくことである。その意味で、判断能力が不十分な人の意思を代弁するワーカーの役割は、きわめて重い意味をもつことになる。判断能力が不十分な被後見人等の意思の尊重とその代弁によって権利をどのように擁護していくかが問われることになったということである。

ソーシャルワークとは、クライアントのいるところを出発点として、その社会的存在としての本人の歩みを支える専門的営みである。それは、クライアント自身が問題解決の主体として位置づけられることを意味する。ソーシャルワークの援助過程とは、クライアント本人による問題解決の道程でなければならない。クライアントがたとえ苦しい状況や厳しい環境にあったとしても、クライアントを保護したり、クライアントの問題を肩代わりするのではなく、本人がその所与の状況から自分の生活や人生を歩んでいく過程を支えていくことである。

そもそも、その歴史を辿れば明らかのように、ソーシャルワークとアドボカシー (advocacy) 及び権利擁護とは密接な関係にある。1968年にNASW (全米ソーシャルワーカー協会) において「アドボカシーに関する特別委員会」が設置された。その翌年に、委員会の報告書である「弁護者

（advocate）としてのソーシャルワーカー：社会的犠牲者への擁護者」⁽⁶⁾が出されて以来、アドボカシーがソーシャルワークにおける重要な機能として明確に位置づけられることになった。アドボカシーは、ソーシャルワークの基本的かつきわめて重要な機能として、またソーシャルワークを性格づける根幹的な機能として位置づけられてきた。

このソーシャルワークという援助の文脈のなかで捉えるために、筆者はかつて、ケースアドボカシーとコーズアドボカシーを包含したソーシャルワークにおけるアドボカシーを4層構造として図式化して示した⁽⁷⁾。この図では、第1層の「援助関係の構築」と第2層の「当事者性の尊重による本人理解」を基礎部分としてソーシャルワークのアドボカシーの活動が遂行されることを示唆し、第3層では、具体的なケースアドボカシーの活動として、「システムと対等関係を構築すること」を総体としての「アドボカシー機能」と規定した上で、①意見表明、②代弁、③交渉、④対決、⑤その他、という5つの具体的な活動内容を位置づけた。さらに、その活動をふまえて、社会福祉制度の改革、社会資源の開発、福祉文化の創造に向けたコーズアドボカシーの活動として、この5つの活動内容を示している。

以上の観点に基づきながら、認知症高齢者をはじめとする判断能力が不十分な人の意思を代弁する際に求められる5つのプロセスを明らかにしておく。

①本人を「意思ある人」として認識する

ワーカーが「判断能力が不十分な人」をどのようにとらえるかという認識枠組みは、当然ながらその後の働きかけに大きな影響を与える。認知症高齢者を「何もわからない人」「何も感じていない人」という見方をしていれば、判断能力が不十分な人の意思をキャッチすることなどできるはずがない。「見ようとしなければ、見えないものがある」ということである。認知症高齢者の場合であっても、もちろん程度に個人差はあるが、何も感じていないことなどありえない。内面ではさまざまな「意思」をもちながら生活している。最近注目されるようになった認知症の本人からのメッセージは、そのことを強く物語っている。また、重度の認知症であっても「感情」は最後まで残り続けるとされる。ただ、その「意思」が断片的で整理がつかなかったり、現在の状況とつじつまが合わなかったり、「感情」を言葉でうまく表現できなかったりといったことがあるということである。ワーカーが本人の意思を代弁するためには、まず本人を「意思ある人」として認識することがその出発点となる。

②本人の言葉とやりとりを大切にす

本人の意思を把握するうえで、言葉はきわめて重要なツールであることはいうまでもない。認知症高齢者であっても、本人の発した言葉に意味を持たせること、言葉を引き出すこと、会話によって意思を一緒につくりだすといった本人の言葉を大切にすアプローチはきわめて重要となる。本人が発した言葉は重い意味をもつ。たとえその場では意味がわからなかったり、つじつまが合わな

(6) The Ad Hoc Committee on Advocacy, "The social worker as advocate: Champion of social victims", *Social Work*, vol.14, No. 2, 1969, pp.16-22.

(7) 岩間伸之「ソーシャルワークにおける『アドボカシー』の再検討」山縣文治編『《別冊発達25》社会福祉法の成立と21世紀の社会福祉』第25号, 2001年, pp. 34-41.

かったりしたとしても、そこに無意味な言葉はないという認識が大切である。その言葉を記録に記しておくことで、後になってから意味がつながることもあるだろう。その際、ワーカーに本人の側からの解釈力が求められることになる。ワーカーには、言葉を引き出すという専門技術も求められる。認知症高齢者が対象であっても、時間をかけて傾聴できる落ち着いた環境をつくる、話をする機会を継続的にもつ、言葉が出るのを積極的に待つ、言葉の出だしを口添えしてサポートするなどといった働きかけが大切となる。さらに加えて、意思や意向を聞き出すのではなく、会話のなかで本人の言葉を引き出しながら一緒に「意思をつくり出す」、つまり本人と一緒に意思を明確にするというアプローチも対人援助において重要な意味をもつ。

③援助関係のなかで意思や感情を感受する

言葉をもつ人の場合には、その言葉自体に大きな意味を見出すことができるが、言葉を十分にもたない人へのアプローチもまた重要となる。その場合、援助関係の形成と活用に基づいて、本人の意思や感情を感受することが大切となる。実際には、このアプローチは、本人の言葉の有無に拘わらず、すべての働きかけの前提となるものである。本人からのメッセージとなる言葉以外の要素として、表情、態度、しぐさ等のノンバーバルコミュニケーションが非常に重要な意味をもつ。これらの要素は、言葉以上に意思や感情を伝える手段となる。本人のそうした要素の変化に気づき、快・不快のレベルも含めた意思や感情として意味づけ、了解することが求められる。その理解の枠組みの基底には、援助関係の形成が不可欠である。

④情報を本人の側から組み立てる

以上の3つのプロセスのなかで得られた情報をもとに、本人の「意思」を本人の側から組み立てるという専門的なアプローチがワーカーに求められる。そこでは、現状の客観的理解と生活歴の理解に加えて、本人の側からの理解という3つの理解が必要であることを強調している。本人の側から組み立てるための情報として、前述の内容以外にも本人の価値観や世界観、生き様、これまでの家族関係や地域関係等も見極めの重要な材料となる。この作業の実際の取り組みとしては、事例研究会（ケースカンファレンス）が有効となる。

⑤本人の意思を代弁して媒介する

限定的または条件つきでありながらも、本人とのやりとりや事例研究会等によって明らかにされた、判断能力が不十分な人の「意思」の内容を、ワーカーが代弁することになる。この時点における有意義な代弁のためには、次の3つのポイントが指摘できる。まず第1には、この時点においても主体は本人自身であることである。ワーカーは、本人の身代わりではなく、あくまで「代弁者」でなければならない。この観点に立つことで、以下の代弁におけるワーカーの機能や役割が明確になる。第2には、本人の意思を誰に伝えるのかという相手の見極めである。家族なのか、地域住民なのか、サービス提供者なのか、あるいは行政なのかという対象の明確化が重要となる。当然ながら、本人の意思の内容や問題状況によって対象は変わることになる。同時に、最も効果的な代弁のタイミングを見計らうことも大切となる。第3には、本人の意思を対象となるシステムに伝えるだけでなく、その後の両者間のやりとり（相互作用）をワーカーが媒介的に促進するという役割が求められることである。その前提には、本人の意思が伝えられる側のシステムの受けとり準備も大切となる。その延長線上に、当事者同士による発展的に折り合いのつく形での着地点がもたらされる。

そうした健全な相互作用のためには、本人と対象となるシステムが対等に向き合えるようにうながすことがワーカーによる代弁に求められる条件となる。

3 地域福祉の推進と成年後見制度の接点をもたらしたもの

成年後見制度は被後見人等へのアプローチにおける変革だけでなく、地域福祉の推進にも波及的なインパクトを与えることになった。それは、成年後見制度が権利擁護の方策の一つとして位置づけられることによってもたらされるものである。以下、2点から考察を深めることにする。

1) 市民・住民の参画による権利擁護と地域福祉の一体化

成年後見を含めた権利擁護の担い手とは誰か。社会福祉における権利擁護を考える際、その内容だけでなく、その担い手についての検討も重要な意味をもつ。成年後見制度の活用を含めた権利擁護を地域で展開するということは、その延長線上に、地域福祉の推進をもたらすことになる。

前述したように、権利擁護の担い手とは、すべての市民及び地域住民である。「積極的権利擁護」の推進のためには、専門職や行政関係者のみならず、当事者を含め地域住民といったあらゆる関係者の参画が求められる。そうでなければ、「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えることはできない。

社会福祉における市民参画をめぐる潮流は激しく動いている。2008年3月に出された『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』⁽⁸⁾では、住民と行政との協働によって地域における「共助」を確立することを強調している。そこでは、住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働する主体的な住民の姿が描かれている。また、社会福祉の領域において、「自助・共助・公助」のなかでの「共助」の位置づけが強調されるようになり⁽⁹⁾、さらには、それを「共助」と「互助」に切り分けて説明されるようにもなっている⁽¹⁰⁾。自助と公助のはざまという位置において、多様な「助け合い」の重要性が前面に押し出されるようになっていく。さらには、「新たな公共」といったフレーズを用いて、住民の地域活動への参加を促す「官」の役割を明確にする論調も顕著になりつつある⁽¹¹⁾。

こうした「共助」や「新たな公共」が強調される背景には、どのような要因があるのだろうか。その主要因として、高齢化率の上昇と誰もが老いるというこの厳然たる事実が挙げられる。高齢化

(8) 『地域における「新たな支え合い」を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉—（これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書）』厚生労働省, 2008年。

(9) 『今後の社会保障の在り方について（社会保障の在り方に関する懇談会最終報告）』2006年。

(10) 『地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～（平成20年度老人保健健康増進等事業による「在宅医療と介護の連携、認知症高齢者ケア等地域ケアの在り方等研究事業」）』2009年。

(11) たとえば、2009（平成21）年10月26日の衆議院本会議における鳩山由紀夫首相の所信表明演説においては、「新しい公共」について、「人を支えるという役割を、『官』と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観です」と発言している。

は、社会福祉の対象を特定のニーズをもった人への対応から国民全体への対応という普遍化をもたらした。この普遍化は、同時に社会福祉の対象だけでなく、その担い手の広がりも意味するものでなければならなかったはずである。広範に普遍化された対象を専門職のみでまかなえるわけではない。つまり、介護保険制度ですべての要介護の高齢者の生活を支えることなどできないということである。

高齢化を背景とした社会福祉基礎構造改革がもたらしたインパクトは、功罪含め多岐にわたるだろうが、福祉の主体を行政の側から住民の側に移すきっかけを提供したこともその一つである。言うなれば、「福祉の主体」というボールが行政から住民の側に投げ返された。ボールを受け取った住民自らが、本当の意味での「住民主体の福祉」を創造できるかが問われることになった。市民や住民が参画していく福祉の直接的な萌芽はこのあたりにある。

潮目は確実に動いている。こうした共助を軸とした地域福祉への強力な推進は、「参画型社会福祉」ともいえるべき、もっと積極的な社会的支え合いの発露という新たな意味合いを含みつつあるように見える。それは保険料の支払い等による金銭的な意味でコミットするというレベルではなく、また専門職に委ねるといふ依存的なものでもなく、市民や当事者の積極的な参画によって形成される新たな社会福祉の創造である⁽¹²⁾。この潮流下において、成年後見制度に基づく市民後見人は紛れもなく新しい市民参画という意味合いをもつ地域福祉の推進役になるに違いない。

2) 地域福祉の担い手としての市民後見人

全国各地で「市民後見人」の取り組みが広まっている。その動きは、今やうねりとなって力強く展開されつつある。そのうねりの源はどこからくるのか。成年後見制度や権利擁護の枠でとらえるだけでなく、地域福祉や市民参画という視座からとらえることで、市民後見人の意義と可能性が浮き彫りになるだろう。

市民後見人の意義について、「市民という立場で権利擁護の取り組みに法的に根拠をもちながら参画できる道を切り拓いたところにある」⁽¹³⁾と以前指摘した。それは、「市民という立場」を最大限に活かした後見のあり方を追求することが可能であることを意味している。つまり、権利擁護の担い手という側面だけではなく、また専門職後見の補完的な役割を担うことでもなく、市民ならではの後見活動、いわば「市民という専門性」を発揮できる後見活動の可能性を示唆するものである。

こうした市民後見人の特質や基本的性格は、市民後見人がもつ理念から導かれることになる。市民後見人が成年後見制度に基づく限りにおいて、権利擁護の担い手でなければならないのは当然のことであるが、加えて市民の参画による権利擁護という側面、具体的には地域福祉および市民参画という視座から市民後見人の理念をとらえることができる。

地域福祉の観点からみれば、市民後見人による活動は、住民同士の「支え合い活動」の延長線上

(12) 「参画型社会福祉」をめぐる動向については、次の文献を参照されたい。

岩間伸之「社会的に支え合うことの意味と『参画型社会福祉』の創造（2008年社会福祉の回顧と展望：原理論・方法論部門）」『社会福祉研究』第104号、鉄道弘済会、2009年、pp. 107-111.

(13) 岩間伸之「権利擁護の担い手としての『市民後見人』の可能性—行政と市民との新しいコラボレーション—」『月刊福祉』2月号、全国社会福祉協議会、2009年、p. 46.

に位置するものである。同じ地域住民というフラットな関係を基礎として権利擁護活動が展開されるところにその特質がある。このことは、市民後見人ならではの活動を強く方向づけることになる。つまり、身近な生活圏域における支え合い活動としての特性をもつ後見活動は、頻度の高い訪問を可能にし、またきめ細やかな後見活動をもたらすことになる。さらには、専門職にはない「普通の市民感覚」を尊重した後見活動をも可能にする。

加えて、市民後見人は、地域福祉の新たな担い手を掘り起こすことにもつながる。これまで地域活動やボランティア活動に縁のなかった人たち、たとえば大手の企業で仕事をしてきた人が、市民後見人として活動することによって自分の地域に深く関与するようになる。

地域の課題を地域で解決するという地域福祉の基本的考え方に立脚し、その担い手として市民後見人を位置づけることによって、さらに重層的な地域福祉の推進に寄与することになるに違いない。

市民後見人の取り組みとは、市民の参画による権利擁護という理念を形にすることである。そのことは、同時に地域福祉の推進にも直結することになる。

おわりに—成年後見制度がもたらす社会福祉への内発的刺激

成年後見制度が社会福祉及びソーシャルワークに与えたインパクトについて、社会福祉施策、ソーシャルワーク実践、地域福祉の推進という観点から検討した。いずれも、この10年間の取り組みの蓄積の中で見えてきたものである。

要約すれば、当事者（本人）の主体化、行政責任の明確化、住民・市民の参画による社会福祉の推進ということになるだろう。いずれも社会福祉及びソーシャルワークにおける中心的な価値基盤として位置づけられてきたものである。つまり、社会福祉において成年後見制度を内包化し、有意義に運用していくことによって社会福祉そのものが内発的に刺激を受け、活性化していく可能性を示唆するものである。

最後に、本稿においては、成年後見制度そのものの課題については取り上げなかったが、冒頭で指摘したように、多くの課題がすでに顕在化している。「これからの10年」に向けて前向きな展開を期待するためには、法改正も含めて課題と一つひとつ向き合うことが不可欠である。

（いわま・のぶゆき 大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）